

現代の身元保証(1)

2012年度実態調査

能登真規子

Makiko Noto

滋賀大学 経済学部 / 准教授

- I はしがき
- II 調査の概要
 - 1 調査の時期と方法
 - 2 調査の対象
 - 3 質問票の内容
- III 調査の結果
 - 1 身元保証制度の採否 (以上、本号)
 - 2 身元保証の重要度
 - 3 身元保証の内容
 - 4 身元保証契約の期間
 - 5 契約期間中の使用者の行為態様
 - 6 身元保証金と身元信用保険
 - 7 身元保証への期待と現実
 - 8 身元保証に関する意識
- IV むすび

I はしがき

本稿は、科学研究費の研究課題「身元保証の実証的研究：企業の身元保証の利用と意識に関する実態調査」の一環として、2012(平成24)年度中に実施した質問票調査の集計結果をまとめ、若干の考察を行うものである。

身元保証の実態調査は、過去に2度、西村信雄によって実施されている。1936(昭和11)年に実施された初めての調査(以下、「1936年調査」という)の結果を示す論文の冒頭において、西村は次のように述べる¹⁾。

1) 西村信雄「身元保証制度の実証的研究」

関西大学研究論集5号(1936年)57～86頁

(本稿では「西村1936」と引用する)。

2) 西村信雄「現代における身元保証の実態(1)～(4・完)」

立命館法学53号(1964年)28～60頁、54号(1964年)

137～168頁、65号(1966年)25～50頁、66号(1967年)

118～164頁(本稿では「西村1964(1)」「西村1966(3)」

等と引用する)。

3) 拙稿「身元保証の裁判例(1)(2・完)」

—過去20年間の裁判例の検討—彦根論叢392号

(2012年6月)4～19頁、393号(2012年9月)50～65頁に

おいて概観した。

「身元保証契約が今日の雇用ないし労働関係においていかなる機能を作用しているか、従ってそれがいかに重視され、もしくは、いかに軽視されているか。身元保証契約は千遍一律的な例文的文言に従って表示されていると言われているが、実際にははたしていかなる文言が使用されているか、しかしてその文言はいかなる意味をもつものであるか、等々その他この契約に関連する法律的諸問題を解明するについては、この契約に関する実際の諸事情の正確な調査を必要とする。また、昭和8年10月1日から施行された身元保証法が、実際の契約にいかん反映しているか、この法律がはたして社会実情に適応しているか否か、ということも実証的考察によって始めて知り得るところである。」(現代の漢字・かな表記に変更した。これ以降の引用箇所でも同様に変更する。)

その後、1963(昭和38)年に行われた2度目の西村調査²⁾(以下、「1963年調査」という)より50年が経つ。近年、身元保証に関する裁判例の数は、少なくとも判例集やデータベースに現れるものは、それほど多くはない³⁾。身元保証に関する学説の議論も、判例研究を除けば、最近はあまり活発だとはいえない⁴⁾。しかし、身元保証の解説は毎年のように行われており⁵⁾、身元保証が完全に廃れたものとなっているわけではない。

身元保証は、直接的には、1933(昭和8)年に制定された身元保証に関する法律(以下、「身元保証法」という)により規律される契約である。しかし、

2004(平成16)年の民法改正、さらには、現在進行中の民法(債権関係)改正の審議により保証に関する規律が変更されつつある状況の下で、身元保証も、特別な保証ではあるものの、このような保証法改正の潮流と全く無関係ではいられないであろう。にもかかわらず、西村調査から50年を経た現代の身元保証の実情は十分に明らかなものとはなっていない⁶⁾。身元保証契約に対する今後の規律のあり方を考えるためにも、現代の身元保証の実態を調査し、実証的考察を行うことの意義があるのではないか。このような問題意識に基づいて行ったのが、今回の「企業の身元保証の利用と意識に関する実態調査」である。

ある制度の利用状況を調査する場合、独自の観点で調査項目を設定し、最新の集計方法で結果がまとめられるというのが通常であろう。しかし、今回の調査ではそのような方向は目指さなかった。身元保証の先行研究である西村調査を尊重して、集計結果を西村調査(特に1963年調査)のそれと対比することを第一に考えた。

以下では、「Ⅱ調査の概要」「Ⅲ調査の結果」の順に現代の身元保証の実情を見ていくことにする。

Ⅱ 調査の概要

1 調査の時期と方法

今回の「企業の身元保証の利用と意識に関する実態調査」は、身元保証法において「使用者」と

4) 他の保証、根保証に関する議論は活発に行われている。身元保証との関連では、中田裕康「不動産賃借人の保証人の責任」千葉大学法学論集28巻1・2号(2013年)666～629頁等が参考になる。

5) 中川恒彦「実務労働解説 身元保証人の保証責任」労働法令通信2291号(2012年)18～23頁、編集部「特集関連書式 身元保証契約と誓約書：採用時の提出書類の法律問題と書式例(特集 どう変える これからの採用・就職)」人事実務1115号(2012年)38～42頁、池内恵介「社員の採用で後々後悔しないために必読!「誓約書」「身元保証書」の作成ポイント教えます」

経理woman 197号(2012年)67～73頁、望月厚子「社員とやりとりする人事・労務関連の書式モデル(3) 身元保証書、入社時の誓約書」企業実務51巻2号(2012年)72～74頁、宇都宮真惟子「廃止も視野に イザというとき「身元保証人」は本当に機能するのか!」企業実務50巻16号(2011年)42～45頁等。

6) 私立学校を対象にした身元保証の実態調査としては、私学経営研究会「誓約書・身元保証書に関するアンケート結果」私学経営426号(2010年)89～91頁がある。

呼ばれる立場となる企業（日本国内の上場会社、非上場会社）を対象に、2012（平成24）年度中に2度にわたり質問票冊子を送付し、これに対する回答を求めるという方法で実施した（以下、「2012年調査」または「今回の調査」という）。あわせて、身元保証書等の書面の送付も依頼した⁷⁾。

面接調査の方法はとらず、電話やメールによる個別の追加調査も現時点においては行っていない。また、西村調査と同様に、身元保証人や被用者（従業員、労働者）を対象とする調査も行っていない。

2 調査の対象

第1調査は2012（平成24）年10月に実施し、対象は（株）東洋経済新報社『会社四季報CD-ROM2012年4集秋号』収録の全ての上場会社3,545社とした。続く第2調査は、2013（平成25）年1月に実施し、（株）東洋経済新報社『会社四季報・未上場会社CD-ROM2013年上期』収録の会社4,313社を対象とした。西村調査のうち1936年調査の質問票の送付件数は明らかにされていないが、1963年調査は『会社四季報』掲載の上場会社1,459社を含む約2,700社を対象とするものであった⁸⁾。

今回、333社（9.4%）の上場会社（第1調査）、592社（13.7%）の非上場会社（第2調査）より質問票の返送を受けた。1936年調査の回答数は140社（回答率不明）、1963年調査の回答数は705社（約26%）であったから、今回の調査は、回答率こそ1963年調査には及ばなかったものの、回答総数ではこれを上回る結果となった（925社、11.8%）。

多くの会社の方々にご協力いただき、非常に感謝している。社名の公表を許可していただいた会社は、第1調査が96社、第2調査が167社であった。これらの会社の社名は本連載の最終回にて紹介する。

なお、1963年調査の結果を公表する西村論文では、回答のあった会社の社名とともに業種、資本金、被用者数、創業年、本社等所在地が示されていた。しかし、今回の調査では全体的に社名非公表の希望の割合が高く、匿名の回答も複数あった。そのため、公表にあたっては、各社の業種、資本金等の属性情報は社名とともに示さず、統計的に利用するにとどめることとする。

3 質問票の内容

2012年調査の質問票の内容は、過去の調査との対比が可能となるように、基本的には1963年調査の質問項目を踏襲した。第1調査では23の質問をしたが、その結果を受けて質問項目を追加し、第2調査では26の質問を行った（いずれも小問は含まない）。具体的な質問項目の内容は調査結果と合わせて提示する。なお、質問項目の番号は第2調査に合わせており、第2調査のみの質問項目についてはそれぞれの箇所での旨を注記する。

「Ⅲ 調査の結果」では、調査そのものに関する質問等の3つ⁹⁾を除く23の質問に対する回答を身元保証制度の採否、身元保証の重要度、身元保証の内容、身元保証契約の期間、契約期間中の使用者の行為態様、身元保証金と身元信用保険、身元保証への期待と現実、身元保証に関する意識の順に紹介・検討していくことにする。

7) 169社より身元保証書等の書面をご提供いただいた。後日、別稿にて検討する予定である。

8) 西村1964(1)・32頁。

9) 問16 身元保証に関して、貴社でご使用になっている書式（身元保証書等のコピー等）をご提供いただけませんか。

問25 本調査の公表に際して、貴社の企業名を調査協力者リストに掲載し、公表させていただいてもよろしいでしょうか。（ご回答いただいた旨のみ示し、回答内容と関連させません）。

問26 身元保証に関しまして、メール等による追加調査にご協力いただくことは可能でしょうか。

Ⅲ 調査の結果

1 身元保証制度の採否

最初の質問は、それぞれの会社において身元保証制度を実施しているか否かをたずねるものである。身元保証の実情を示す最も重要な質問であるため、全体的な傾向を見るほか、区分別の集計も行い、やや詳しく検討する。

問1 貴社では、従業員（被用者）に身元保証書（身元保証人の署名押印のある書類、従業員の宣誓書への連署押印等）を提出させていますか。

(1) 身元保証書を提出させている。

⇒ 問1-(1) へ

(2) 身元保証書を提出させていない。

⇒ 問1-(2) へ

問1-(1) 身元保証書を提出させているのは、いつからですか。

(a) 創業以来

(b) 中途から

(もし、わかれば、開始時期：*)

(c) 時期不明

問1-(2) 身元保証書を提出させていないのは、いつからですか。

(a) 創業以来

(b) 中途から

(もし、わかれば、終了時期：*)

(c) 時期不明

(*印は自由記述欄を意味する。以下同じ。)

A 全体

1936年調査では、「被用者の雇入に付き身元保証人を要するや否や」という問いが立てられており、「被用者の雇入に際し身元保証人を（常に、又は場合に依り）立てしめて居る会社」が129社（92.1%）、「之を全然必要とせざる会社」が11社（7.9%）であった¹⁰⁾。

1963年調査では、「身元保証人をとっているか」という問いに対し、「採用企業数」（身元保証制度を採用している企業の総数）が663社（94.0%）、「不採用企業数」が42社（6.0%）であった¹¹⁾。

今回の2012年調査（2回の調査の合計）では、「身元保証書を提出させている」とする企業が687社（74.8%）、「身元保証書を提出させていない」とする企業が231社（25.2%）となった（表1参照）。

今日でも、おおよそ4社に3社という多数の会社が身元保証制度を採用していることが確認できた。しかし、同時に、その割合は、「わが国の各種企業の大部分がその被用者について身元保証人をとっているものと推考することができる」¹²⁾と言われた50年前と比べるとかなり低下しているということも判明した。

第1調査（上場会社）の身元保証採用率は72.3%、第2調査（非上場会社）の身元保証採用率は76.3%であり、非上場会社の身元保証採用率の方がやや高いが、それでも、上場会社、非上場会社ともに、身元保証採用率は少なくとも西村調査の時期と比べて下がってきていると結論づけてよいように思われる。

¹⁰⁾ 西村1936・60頁。

¹¹⁾ 西村1964(1)・48頁の第1表より。
なお、第2表は同・49頁、第3表は同・50頁による。

¹²⁾ 西村1964(1)・49頁。

B 区分別

1963年調査では、身元保証制度の採否について、業種別、資本金別、従業員数別(被用者数別)の集計が行われている¹³⁾。今回は、これらに加え、創業年別、株式市場別(上場会社対象の第1調査のみ)の集計も行うこととする。

(1) 業種別

質問票を送付した会社を、1963年調査との比較が可能となるように、第1調査、第2調査で利用した各データベースにおいて各社に付与されている業種名を基準に、「A水産・農林業」「B鉱業」「C建設業」「D製造業」「E電気・ガス業」「F運輸・情報通信業」「G商業」「H金融・保険業・不動産業」¹⁴⁾「Iサービス業」の9種類に分類した¹⁵⁾。1963年調査の業種区分は一部これとは異なっていたが、表2のように割り付けた。

比較が可能となるように、1963年調査の第1表¹⁶⁾を改編したのが表3である。業種別の集計が行われているが、身元保証の採用率に関しては、その結果に対する具体的な言及がない。

今回の調査(第1調査、第2調査の合計)の結果は表4のとおりとなった。業種ごとに過去の調査結果と比較すると、身元保証採用率は、ほとんどの業種で、今回の調査の方が1963年調査より下がっていることが確認できる。

回答率はすべての業種にわたって10%を超えたものの、業種別の発送数には大きな違いがあるため、傾向を見るのは難しいが、あえて言うなら、「G商業」「F運輸・情報通信業」「H金融・保険業・不動産業」の身元保証採用率にやや高い数字が出ている(G:85.3%、F:78.5%、H:77.8%)。

この3つの大分類について、これらを細分化した中分類に着目すると(表5参照)、まず、「G商業」では「卸売業」よりも「小売業」の身元保証採用率の方が高くなっている。また、「H金融・保険業・不動産業」では、「銀行業」と「証券・商品先物取引業」の身元保証採用率がきわめて高い¹⁷⁾。

(2) 資本金別

資本金の大小は、会社ごとに大きく異なっているため、どのように区分するかが難しい。また、資

表1 身元保証制度の採否／全体(1936年調査、1963年調査、2012年調査)

	発送数	総回答数	総回答率	身元保証			全無回答
				採用	不採用	採用率	
1936年調査	不明	140	不明	129	11	92.1%	—
1963年調査	約2,700	705	26.1%	663	42	94.0%	—
2012年調査	7,858	925	11.8%	687	231	74.8%	7
上場会社	3,545	333	9.4%	237	91	72.3%	5
非上場会社	4,313	592	13.7%	450	140	76.3%	2

*身元保証採用数=身元保証書等の提出を求めている会社の数

*身元保証採用率(%)=身元保証採用数÷(総回答数-全無回答数)=身元保証採用数÷回答数

*この表の「総回答数」「総回答率」にはすべての質問項目について無回答とする回答(全無回答)を含む。

これより後の表の「回答数」には「全無回答」は含まないものとする。

13) 1963年の西村調査では、「日本に支社等を有する外国会社のうちから若干」が選ばれて調査の対象とされていた(西村1964(1)・32頁)。
区分を設けたうえでの個別の集計結果は示されていないが、「外国会社の日本支社(支店)又は外国系会社の場合は、身元保証をとっていない場合の方がむしろ多数を占めていると推測される」(西村1964(1)・55頁)と述べられている。

14) 今日の大分類では「金融・保険業」と「不動産業」は別の分類とされているが、1963年調査で「不動産業」が「証券・不動産」と同一分類になっているため、それに合わせて、「H金融・保険業・不動産業」とした。

15) 「業種別分類項目及び業種コード(平成15年6月2日現在)」は総務省の「日本標準産業分類」に依拠している。
証券コード協議会http://www.tse.or.jp/sicc/category/ct_chart.html (2014/1/10)

表2 業種区分対応表

業種区分	コード	第1調査	第2調査	1963年調査
A水産・農林業	0050	水産・農林業	農林水産	
B鉱業	1050	鉱業	鉱業	A鉱業
C建設業	2050	建設業	建設業	T土木・建設および建設資材等
D製造業	3050	食料品	食料品	N食品等
	3100	繊維製品	繊維製品	Q繊維
	3150	パルプ・紙	パルプ・紙	R製紙・パルプ
	3200	化学	化学	M化学・薬品・油脂・塗料・肥料等
	3250	医薬品	医薬品	
	3300	石油・石炭製品	石油・石炭製品	
	3350	ゴム製品	ゴム製品	Pゴム・皮革
	3400	ガラス・土石製品	ガラス・土石製品	
	3450	鉄鋼	鉄鋼	C鉄鋼・鉄製品等
	3500	非鉄金属	非鉄金属	D非鉄金属・軽金属等
	3550	金属製品	金属製品	O窯業・セメント等
	3600	機械	機械	E諸機械・楽器・事務用品等
	3650	電気機器	電気機器	F電気機器・電線等
	3700	輸送用機器	輸送機器	H車両・自動車・航空機等
	3750	精密機器	精密機器	I造船
	3800	その他製品	他製造業	G計器・光学機械・精密機械等
E電気・ガス業	4050	電気・ガス業	電気・ガス業	B電力・ガス・石油
F運輸・情報通信業	5050	陸運業	陸運業	J陸上運輸・航空運輸
	5100	海運業	海運業	K海運
	5150	空運業	空運業	L倉庫
	5200	倉庫・運輸関連業	倉庫・運輸関連業	S印刷・出版・報道・通信
	5250	情報・通信業	情報・通信業	
G商業	6050	卸売業	卸売業	X貿易・商事
	6100	小売業	小売業	Y百貨店
H金融・保険業・不動産業	7050	銀行業	銀行業	V銀行その他金融業
	7100	証券・商品先物取引業	証券・先物商品取引業	
	7150	保険業	保険業	U保険
	7200	その他金融業	その他金融業	
	8050	不動産業	不動産業	W証券・不動産
Iサービス業	9050	サービス業	サービス業	Zホテル・観光・興行・広告・興信所等

16) 西村1964(1)・48頁。

17) 今回の調査では、全体の回答率が11.7%であったのに対し、「銀行業」の回答率は3.5%にとどまっており、他と比べて極端に低かった。1936年調査では回答の17.9%(25社/140社)を「銀行」が、1963年調査では8.8%(62社/705社)を「銀行その他金融業」が占めていたが、今回の調査における「銀行業」の回答が

全回答の0.5%(5社/925社)に過ぎないことは、全体の傾向を読み説く中で考慮すべき点であるかもしれない。しかし、業種別に見た場合、ほとんどの業種で身元保証採用率が低下しているという結論には影響しないと考える。

表3 身元保証制度の採否／業種別(1963年調査の第1表を一部改編)

業種区分	回答数	身元保証		
		採用	不採用	採用率
A水産・農林業	—	—	—	—
B鉱業	7	6	1	85.7%
C建設業	29	28	1	96.6%
D製造業	407	385	22	94.6%
E電気・ガス業 ¹⁸⁾	12	8	4	66.7%
F運輸・情報通信業	117	107	10	91.5%
G商業	32	31	1	96.9%
H金融・保険業・不動産業	86	83	3	96.5%
Iサービス業	15	15	0	100%
計	705	663	42	94.0%

表4 身元保証制度の採否／業種別(2012年調査—全—)

業種区分	発送数	回答数	回答率	身元保証		
				採用	不採用	採用率
A水産・農林業	17	4	23.5%	3	1	75.0%
B鉱業	12	2	16.7%	0	2	0.0%
C建設業	488	62	12.7%	47	15	75.8%
D製造業	3,108	335	10.8%	228	107	68.1%
E電気・ガス業	40	7	17.5%	5	2	71.4%
F運輸・情報通信業	1,085	144	13.3%	113	31	78.5%
G商業	1,730	197	11.4%	168	29	85.3%
H金融・保険業・不動産業	630	72	11.4%	56	16	77.8%
Iサービス業	748	75	10.0%	51	24	68.0%
不明(匿名を含む)	—	20	—	16	4	80.0%
計	7,858	918	11.7%	687	231	74.8%

表5 身元保証制度の採否／業種別・中分類一部抜粋(2012年調査—全—)

業種区分			発送数	回答数	回答率	身元保証		
大分類	コード	中分類				採用	不採用	採用率
F運輸・情報通信業	5050	陸運業	148	24	16.2%	19	5	79.2%
	5100	海運業	40	7	17.5%	6	1	85.7%
	5150	空運業	13	1	7.7%	1	0	100%
	5200	倉庫・運輸関連業	76	10	13.2%	8	2	80.0%
	5250	情報・通信業	808	102	12.6%	79	23	77.5%
G商業	6050	卸売業	1115	128	11.5%	107	21	83.6%
	6100	小売業	615	69	11.2%	61	8	88.4%
H金融・保険業・不動産業	7050	銀行業	141	5	3.5%	5	0	100%
	7100	証券・商品先物取引業	82	15	18.3%	14	1	93.3%
	7150	保険業	58	7	12.1%	5	2	71.4%
	7200	その他金融業	125	19	15.2%	14	5	73.7%
	8050	不動産業	224	26	11.6%	18	8	69.2%

18)「石油」は、1963年調査の集計では「E電気・ガス業」と同一の分類にされていたが、現在は「D製造業」に分類されている。

本金がそれぞれの会社の経済活動の規模を示しているとは必ずしもいえない¹⁹⁾。このような限界があることは承知のうえで、本稿では、比較の必要性から、1963年調査で採用された区分、「(a) 100億円以上」「(b) 10億円以上100億円未満」「(c) 1億円以上10億円未満」「(d) 1000万以上1億円未満」「(e) 1000万円未満」の5区分をそのまま利用した。

1963年調査の結果に対しては、「資本金および被用者数を標準として企業の規模を大ざっぱに大

中小に区分すると、身元保証人をとっている比率は中型の企業が比較的に高い、という傾向を看取することができる」といわれていた²⁰⁾(表6参照)。

今回の調査でも、回答数2社の「(e) 1000万円未満」を除外すれば、「(b) 10億円以上100億円未満」「(c) 1億円以上10億円未満」の身元保証採用率がともに77.6%の最高値であって、おおむね同じ傾向を示しているといえそうである²¹⁾(表7参照)。

表6 身元保証制度の採否／資本金別(1963年調査の第2表を一部改編)

資本金区分	回答数	身元保証		
		採用	不採用	採用率
(a) 100億円以上	17	14	3	82.4%
(b) 10億円以上100億円未満	174	162	12	93.1%
(c) 1億円以上10億円未満	354	344	10	97.2%
(d) 1000万以上1億円未満	124	118	6	95.2%
(e) 1000万円未満	23	16	7	69.6%
資本金額不明	13	9	4	69.2%
計	705	663	42	94.0%

表7 身元保証制度の採否／資本金別(2012年調査—全—)

資本金区分	発送数	回答数	回答率	身元保証		
				採用	不採用	採用率
(a) 100億円以上	1,062	94	8.9%	58	36	61.7%
(b) 10億円以上100億円未満	2,591	255	9.8%	198	57	77.6%
(c) 1億円以上10億円未満	2,822	335	11.8%	260	75	77.6%
(d) 1000万円以上1億円未満	1,380	212	15.4%	153	59	72.2%
(e) 1000万円未満	3	2	66.7%	2	0	100%
不明(匿名を含む)	—	20	—	16	4	80.0%
計	7,858	918	11.7%	687	231	74.8%

19) 会社の経済活動を示す指標としては、今日では、資本金よりも総資産や売上高等が用いられる。最近の資本金をめぐる状況について、龍田節『会社法大要』有斐閣(2007年)369頁、江頭憲治郎『株式会社法』〔第4版〕有斐閣(2011年)608、635頁、神田秀樹『会社法』〔第13版〕弘文堂(2011年)266頁参照。

20) 西村1964(1)・50頁。

21) 試みに1億円ごとに区分したヒストグラムを作成してみたが、会社ごとの資本金の規模は極端に(左に)偏った形状で分布しているため、特に有意な結果を見出すことができなかった。

(3) 従業員数別

従業員数別の区分についても1963年調査にならった(現代的用法をふまえ、用語を「被用者」から「従業員」に変更した)。1963年調査では、「(ニ) 1,000人～2,999人」「(ハ) 3,000人～4,999人」「(ホ) 500人～999人」の順に身元保証採用率が高かった(表8参照)。

今回の調査の上位3位も同じ区分で、ただ2位と3位の順序が入れ替わっている(表9参照)。

「(2) 資本金別」の箇所 で引用したように、「身元保証人をとっている比率は中型の企業が比較的に高い」というのが西村調査の結論であった。

しかし、一口に「中型の企業」といっても、従業員数が500人を超えるような会社は今日の基準でいう中企業ではない²²⁾。そこで、「(へ) 500人未満」の区分について、さらに「(へ①) 300人～499人」「(へ②) 100人～299人」「(へ③) 100人未満」の3つに分類してみた。発送数、回答数がともに最も多かったのは「(へ②) 100人～299人」であったが、身元保証採用率が最も高かったのもこの区分で、元の分類の「(ホ) 500人～999人」と同じ率となっている。単純に「中型の企業」であれば身元保証人をとっている比率が高いというわけにはいかないようである²³⁾。

表8 身元保証制度の採否／従業員数別(1963年調査の第3表を一部改編)

従業員数区分	回答数	身元保証		
		採用	不採用	採用率
(イ) 10,000人以上	13	10	3	76.9%
(ロ) 5,000人～9,999人	27	25	2	92.6%
(ハ) 3,000人～4,999人	50	48	2	96.0%
(ニ) 1,000人～2,999人	196	189	7	96.4%
(ホ) 500人～999人	202	193	9	95.5%
(へ) 500人未満	211	194	17	91.9%
従業員数不明	6	4	2	66.7%
計	705	663	42	94.0%

表9 身元保証制度の採否／従業員数別(2012年調査—全—)

従業員数区分	発送数	回答数	回答率	身元保証		
				採用	不採用	採用率
(イ) 10,000人以上	288	32	11.1%	19	13	59.4%
(ロ) 5,000人～9,999人	269	24	8.9%	17	7	70.8%
(ハ) 3,000人～4,999人	314	26	8.3%	20	6	76.9%
(ニ) 1,000人～2,999人	1,137	94	8.3%	76	18	80.9%
(ホ) 500人～999人	1,318	135	10.2%	105	30	77.8%
(へ) 500人未満	4,531	587	13.0%	434	153	73.9%
(へ①) 300人～499人	1,185	136	11.5%	102	34	75.0%
(へ②) 100人～299人	2,104	239	11.4%	186	53	77.8%
(へ③) 100人未満	1,242	212	17.1%	146	66	68.9%
不明(匿名を含む)	1	20	—	16	4	80.0%
計	7,858	918	11.7%	687	231	74.8%

*連結ベース。連結でのデータが公表されていない場合は個別による。以下同様。

22) 中小企業は、製造業、建設業、運輸業その他の業種では「資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人」、卸売業では「資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人」、小売業では「資本金の額又は出資の総額が

5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人」、サービス業では「資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人」とされている(中小企業基本法2条)。

結局、従業員数の非常に多い会社（「(イ) 10,000人以上」）の身元保証採用率、従業員数の少ない会社（「(へ③) 100人未満」）の身元保証採用率が低いことは、1963年調査に続き、今回の調査結果からも一応いえるが、その中間の従業員数区分に対しては明らかな傾向を見出すことができない。従業員数と身元保証採用率の関連性はそれほどはっきりしたものではないといわざるを得ない。

(4) 創業年別

今回新たに、創業年別の集計を試みた(表10参照)。10年ずつ区切り、10の区分を設けた。1936年調査、1963年調査は、当然ながら、それ以前に創業された会社を対象としている。すなわち、1936年調査は「(い) 1925(大正14)年～1934年」までの時期、1963年調査は「(お) 1955(昭和30)年～1964年」までの時期に創業した会社が対象となっている(厳密には1934年、1964年の分を除外して計算すべきであろうが、大まかに傾向を見るという目的に即し、ここでは無視している)。なお、

身元保証法が制定されたのは(い)の終期に近い1933(昭和8)年である。

身元保証採用率は、「(あ) 1925(大正14)年より前」が68.8%、「(い) 1925(大正14)年～1934年」が77.3%、「(う) 1935(昭和10)年～1944年」が81.5%、「(え) 1945(昭和20)年～1954年」が77.1%、「(お) 1955(昭和30)年～1964年」が72.3%であった。(あ)から(い)までの全体の身元保証採用率は71.4%、(あ)から(お)までの全体の身元保証採用率は76.0%である。

今回の調査結果において、西村調査の対象となっていた時期に創業していた会社のみを取り上げてみても、身元保証の採用率が低下している傾向が読み取れる。したがって、西村調査の時期にすでに創業していた会社についても、その後、身元保証の採用を取りやめるようになったのだと推測できる。

しかし、近年に創業された会社が身元保証を採用していないというわけではない。「(く) 1985(昭和60)年～1994年」「(け) 1995(平成7)年～

表10 身元保証制度の採否／創業年別(2012年調査—全—)

創業年別	発送数	回答数	回答率	身元保証		
				採用	不採用	採用率
(あ) 1925(大正14)年より前	417	48	11.5%	33	15	68.8%
(い) 1925(大正14)年～1934年	263	22	8.4%	17	5	77.3%
(う) 1935(昭和10)年～1944年	702	92	13.1%	75	17	81.5%
(え) 1945(昭和20)年～1954年	1,793	210	11.7%	162	48	77.1%
(お) 1955(昭和30)年～1964年	1,156	119	10.3%	86	33	72.3%
(か) 1965(昭和40)年～1974年	1,080	132	12.2%	99	33	75.0%
(き) 1975(昭和50)年～1984年	805	90	11.2%	71	19	78.9%
(く) 1985(昭和60)年～1994年	692	91	13.2%	63	28	69.2%
(け) 1995(平成7)年～2004年	715	66	9.2%	44	22	66.7%
(こ) 2005(平成17)年以降	235	28	11.9%	21	7	75.0%
不明(匿名を含む)	—	20	—	16	4	80.0%
計	7,858	918	11.7%	687	231	74.8%

23) すべての会社を従業員数100人単位で区分したヒストグラムを作成し、それぞれに該当する会社の数と身元保証採用率を計算した。「1～100人」で69.3%、「3,000人超」で68.3%と、元の集計と同じ傾向がうかがえたものの、「801～900人」で57.9%、「1,901～2,000人」で40.0%となり、規則性を説明することが

難しい結果が出ている。

2004年」の時期に60%台にまで下がっていた身元保証採用率が、「(こ) 2005(平成17)年以降」に至って75.0%に戻っている。これは全体平均にほぼ等しい値である。

この時期、上場会社では64.3%という低い割合を維持したのに対し(表11参照)、非上場会社が85.7%をつけて(表12参照)全体の割合を引き上げたということがわかる。回答数はそれほど多くないものの、上場会社と非上場会社が違う傾向を示したという点が特に興味深い。

(5) 株式市場別(上場会社のみ)

区分別の最後として、株式市場別の集計を行った(表13参照)。

上場会社全体の身元保証採用率は72.3%であったが、「東証1部」がこれとほぼ同じ水準の72.6%となった。身元保証採用率が全体平均よりも高かったのが「ジャスダック」の76.0%と「大証」の76.5%、低かったのが「東証マザーズ」の54.5%、「東証2部」の63.2%と「名証」の66.7%である。

表11 身元保証制度の採否／創業年別(2012年第1調査—上場会社—)

創業年別	発送数	回答数	回答率	身元保証		
				採用	不採用	採用率
(あ) 1925(大正14)年より前	279	31	11.1%	20	11	64.5%
(い) 1925(大正14)年～1934年	172	15	8.7%	11	4	73.3%
(う) 1935(昭和10)年～1944年	387	30	7.8%	24	6	80.0%
(え) 1945(昭和20)年～1954年	785	60	7.6%	44	16	73.3%
(お) 1955(昭和30)年～1964年	396	38	9.6%	27	11	71.1%
(か) 1965(昭和40)年～1974年	407	43	10.6%	32	11	74.4%
(き) 1975(昭和50)年～1984年	349	33	9.5%	26	7	78.8%
(く) 1985(昭和60)年～1994年	268	28	10.4%	20	8	71.4%
(け) 1995(平成7)年～2004年	399	33	8.3%	21	12	63.6%
(こ) 2005(平成17)年以降	103	14	13.6%	9	5	64.3%
不明(匿名を含む)	—	3	—	3	0	100%
計	3,545	328	9.3%	237	91	72.3%

表12 身元保証制度の採否／創業年別(2012年第2調査—非上場会社—)

創業年別	発送数	回答数	回答率	身元保証		
				採用	不採用	採用率
(あ) 1925(大正14)年より前	138	17	12.3%	13	4	76.5%
(い) 1925(大正14)年～1934年	91	7	7.7%	6	1	85.7%
(う) 1935(昭和10)年～1944年	315	62	19.7%	51	11	82.3%
(え) 1945(昭和20)年～1954年	1,008	150	14.9%	118	32	78.7%
(お) 1955(昭和30)年～1964年	760	81	10.7%	59	22	72.8%
(か) 1965(昭和40)年～1974年	673	89	13.2%	67	22	75.3%
(き) 1975(昭和50)年～1984年	456	57	12.5%	45	12	78.9%
(く) 1985(昭和60)年～1994年	424	63	14.9%	43	20	68.3%
(け) 1995(平成7)年～2004年	316	33	10.4%	23	10	69.7%
(こ) 2005(平成17)年以降	132	14	10.6%	12	2	85.7%
不明(匿名を含む)	—	17	—	13	4	76.5%
計	4,313	590	13.7%	450	140	76.3%

C 身元保証制度の採否の時期

問1では、1963年調査、2012年調査ともに、身元保証制度の採否だけでなく、その時期についてもたずねている。

1963年調査では、身元保証制度採用の時期について、業種別、資本金別、被用者数別（従業員数別）に詳細な集計結果が示されているが、「創業以来採用」「採用の時期不明」がひとまとめにされ、「中途から採用」と対比されている（「創業以来

不採用」「不採用の時期不明」「中途から不採用」も同様）（表14参照）。したがって、今回の調査についても、同じような集計を試みた（表15参照）。

「時期不明」の中に「中途から採用」「中途から不採用」が含まれることはありうるが、「中途から採用」「中途から不採用」との回答は、それぞれが自覚的に行われたことを推測させる²⁴⁾。1963年調査に比べ、今回の調査結果からは、中途から身元保証を求め始めた会社の割合が低下した一方で、

表13 身元保証制度の採否／株式市場別（2012年第1調査—上場会社—）

株式市場別	発送数	回答数	回答率	身元保証		
				採用	不採用	採用率
東証1部	1,681	146	8.7%	106	40	72.6%
東証2部	419	38	9.1%	24	14	63.2%
東証マザーズ	175	11	6.3%	6	5	54.5%
ジャスダック	917	96	10.5%	73	23	76.0%
札証	20	1	5.0%	1	0	100%
名証	97	15	15.5%	10	5	66.7%
大証	199	17	8.5%	13	4	76.5%
福証	37	1	2.7%	1	0	100%
不明(匿名を含む)	—	3	—	3	0	100%
計	3,545	328	9.3%	237	91	72.3%

表14 身元保証制度の採否の時期（1963年調査の第1表、第2表、第3表から作成）

	身元保証採用			身元保証不採用		
	(a) 創業以来 (c) 時期不明	(b) 中途から	計	(a) 創業以来 (c) 時期不明	(b) 中途から	計
計	536 (80.8%)	127 (19.2%)	663 (100%)	37 (88.1%)	5 (11.9%)	42 (100%)

表15 身元保証制度の採否の時期（2012年調査—全—）

	身元保証採用				身元保証不採用			
	(a) 創業以来	(c) 時期不明	(b) 中途から	計	(a) 創業以来	(c) 時期不明	(b) 中途から	計
上場会社	73	141	23	237	25	43	23	91
非上場会社	160	248	42	450	48	66	26	140
計	233 (33.9%)	389 (56.6%)	65 (9.5%)	687 (100%)	73 (31.6%)	109 (47.1%)	49 (21.2%)	231 (100%)
	622 (90.5%)				182 (78.8%)			

²⁴⁾ しかし、多くの場合、回答には身元保証採用の年、廃止の年の記載がなかった。自覚的に採用・廃止が決定されたといっても、その程度だと認識すべきなのであろう。

中途から身元保証を求めることをやめた会社の割合が増加していると見ることができる。もっとも、身元保証の採否いずれについても、ほぼ半数の回答が「時期不明」であった。

区分別に見てみる。1963年調査からは、中途から身元保証を求めることをやめた会社の5社すべてが「製造業」であったが、その会社の資本金、従業員数は散らばっており、明白な関連性は見出せない(表16～表18)。

2012年調査では、「建設業」の中途廃止率が高くなっている(表19～表21)。個々の属性情報を確認したが、資本金、従業員数との関連性は2012年調査についてもそれほど強くなさそうであった。

しかし、それでも、全体としてみたときには、身元保証を途中で自覚的に廃止する傾向が高くなっているという程度のことはいえそうである。

【付記】

本稿は、科学研究費補助金(若手研究(B)、課題番号23730088)の助成による研究成果の一部である。

(未完)

表16 身元保証制度の採否の時期／業種別(1963年調査の第1表から作成)

業種区分	回答数	身元保証			採否の時期			
		採用	不採用	採用率	中途から採用	中途採用率	中途から不採用	中途廃止率
A水産・農林業	—	—	—	—	—	—	—	—
B鉱業	7	6	1	85.7%	2	33.3%	0	0.0%
C建設業	29	28	1	96.6%	8	28.6%	0	0.0%
D製造業	407	385	22	94.6%	77	20.0%	5	22.7%
E電気・ガス業	12	8	4	66.7%	6	75.0%	0	0.0%
F運輸・情報通信業	117	107	10	91.5%	23	21.5%	0	0.0%
G商業	32	31	1	96.9%	7	22.6%	0	0.0%
H金融・保険業・不動産業	86	83	3	96.5%	2	2.4%	0	0.0%
Iサービス業	15	15	0	100%	2	13.3%	0	—
計	705	663	42	94.0%	127	19.2%	5	11.9%

表17 身元保証制度の採否の時期／資本金別(1963年調査の第2表から作成)

資本金区分	回答数	身元保証			採否の時期			
		採用	不採用	採用率	中途から採用	中途採用率	中途から不採用	中途廃止率
(a) 100億円以上	17	14	3	82.4%	3	21.4%	0	0.0%
(b) 10億円以上100億円未満	174	162	12	93.1%	24	14.8%	1	8.3%
(c) 1億円以上10億円未満	354	344	10	97.2%	63	18.3%	2	20.0%
(d) 1000万以上1億円未満	124	118	6	95.2%	34	28.8%	2	33.3%
(e) 1000万円未満	23	16	7	69.6%	2	12.5%	0	0.0%
資本金額不明	13	9	4	69.2%	1	11.1%	0	0.0%
計	705	663	42	94.0%	127	19.2%	5	11.9%

表18 身元保証制度の採否の時期／従業員数別(1963年調査の第3表から作成)

資本金区分	回答数	身元保証			採否の時期			
		採用	不採用	採用率	中途から採用	中途採用率	中途から不採用	中途廃止率
(イ) 10,000人以上	13	10	3	76.9%	1	10.0%	0	0.0%
(ロ) 5,000人～9,999人	27	25	2	92.6%	5	20.0%	0	0.0%
(ハ) 3,000人～4,999人	50	48	2	96.0%	8	16.7%	1	50.0%
(ニ) 1,000人～2,999人	196	189	7	96.4%	29	15.3%	0	0.0%
(ホ) 500人～999人	202	193	9	95.5%	42	21.8%	3	33.3%
(ヘ) 500人未満	211	194	17	91.9%	42	21.6%	1	5.9%
従業員数不明	6	4	2	66.7%	0	0.0%	0	0.0%
計	705	663	42	94.0%	127	19.2%	5	11.9%

表19 身元保証制度の採否の時期／業種別(2012年調査—全—)

資本金区分	回答数	身元保証			採否の時期			
		採用	不採用	採用率	中途から採用	中途採用率	中途から不採用	中途廃止率
A水産・農林業	4	3	1	75.0%	0	0.0%	0	0.0%
B鉱業	2	0	2	0.0%	—	—	0	0.0%
C建設業	62	47	15	75.8%	1	2.1%	8	53.3%
D製造業	335	228	107	68.1%	18	7.9%	21	19.6%
E電気・ガス業	7	5	2	71.4%	0	0.0%	1	50.0%
F運輸・情報通信業	144	113	31	78.5%	11	9.7%	5	16.1%
G商業	197	168	29	85.3%	24	14.3%	6	20.7%
H金融・保険業・不動産業	72	56	16	77.8%	4	7.1%	1	6.3%
Iサービス業	75	51	24	68.0%	6	11.8%	6	25.0%
不明(匿名を含む)	20	16	4	80.0%	1	6.3%	1	25.0%
計	918	687	231	74.8%	65	9.5%	49	21.2%

表20 身元保証制度の採否の時期／資本金別(2012年調査—全—)

資本金区分	回答数	身元保証			採否の時期			
		採用	不採用	採用率	中途から採用	中途採用率	中途から不採用	中途廃止率
(a) 100億円以上	94	58	36	61.7%	4	6.9%	6	16.7%
(b) 10億円以上100億円未満	255	198	57	77.6%	11	5.6%	14	24.6%
(c) 1億円以上10億円未満	335	260	75	77.6%	27	10.4%	21	28.0%
(d) 1000万円以上1億円未満	212	153	59	72.2%	18	11.8%	7	11.9%
(e) 1000万円未満	2	2	0	100.0%	1	50.0%	0	—
不明(匿名を含む)	20	16	4	80.0%	1	6.3%	1	25.0%
計	918	687	231	74.8%	62	9.0%	49	21.2%

表21 身元保証制度の採否の時期／従業員数別(2012年調査—全—)

資本金区分	回答数	身元保証			採否の時期			
		採用	不採用	採用率	中途から採用	中途採用率	中途から不採用	中途廃止率
(イ) 10,000人以上	32	19	13	59.4%	1	5.3%	3	23.1%
(ロ) 5,000人～9,999人	24	17	7	70.8%	1	5.9%	2	28.6%
(ハ) 3,000人～4,999人	26	20	6	76.9%	2	10.0%	3	50.0%
(ニ) 1,000人～2,999人	94	76	18	80.9%	4	5.3%	5	27.8%
(ホ) 500人～999人	135	105	30	77.8%	5	4.8%	6	20.0%
(ヘ) 500人未満	587	434	153	73.9%	51	11.8%	29	19.0%
(ヘ①) 300人～499人	136	102	34	75.0%	7	6.9%	10	29.4%
(ヘ②) 100人～299人	239	186	53	77.8%	18	9.7%	7	13.2%
(ヘ③) 100人未満	212	146	66	68.9%	26	17.8%	12	18.2%
不明(匿名を含む)	20	16	4	80.0%	1	6.3%	1	25.0%
計	918	687	231	74.8%	65	9.5%	49	21.2%

This paper studied the reality of the fidelity guarantee (Mimoto-Hosho) in Japan based on empirical research.

In 2012, a questionnaire survey of Japanese companies on the fidelity guarantee was conducted with a questionnaire sent out to 3,545 listed companies and 4,313 non-listed companies. Among the 7,858 companies, a total of 925 companies returned the questionnaire on time.

Data extracted from the questionnaire were organized and analyzed, and then compared with similar previous surveys carried out by Professor Nobuo NISHIMURA in 1936 and 1963.

Part (1) of the paper analyzed question No. 1 of the questionnaire: Does your company adopt the fidelity guarantee system?

Of the respondents, 74.8% (687 companies) answered YES to the question. On the other hand, in the previous survey in 1963, the adoption rate of the fidelity guarantee was 94.0%. It is recognized that the rate of adoption has decreased considerably.

Also conducted in the paper was an analysis of relationship between the adoption of the fidelity guarantee and the features of companies including the class of business, the amount of capital, the number of employees, the year of establishment, and the class of stock market.

This work was supported by JSPS Grant-in-Aid for Scientific Research (KAKENHI) Grant Number 23730088.